

船員保険法の改正（概要）

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）を踏まえ、船員保険事業のうち職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体を全国健康保険協会とする等所要の改正を行う。（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）において一括改正）

見直しの背景

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第 22 条
船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成 18 年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法…による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法…による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法…第 7 条の 2 第 1 項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成 22 年までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

法案の概要

1. 雇用保険制度の見直しに伴う改正

- (1) 雇用保険の国庫負担の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る国庫負担の見直しを行う。
- (2) 雇用保険の保険料率の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る保険料率の見直しを行う。
- (3) その他、育児休業給付金の支給額の引上げ等、雇用保険と同様の改正を行う。

2. 船員保険制度の見直しに伴う改正

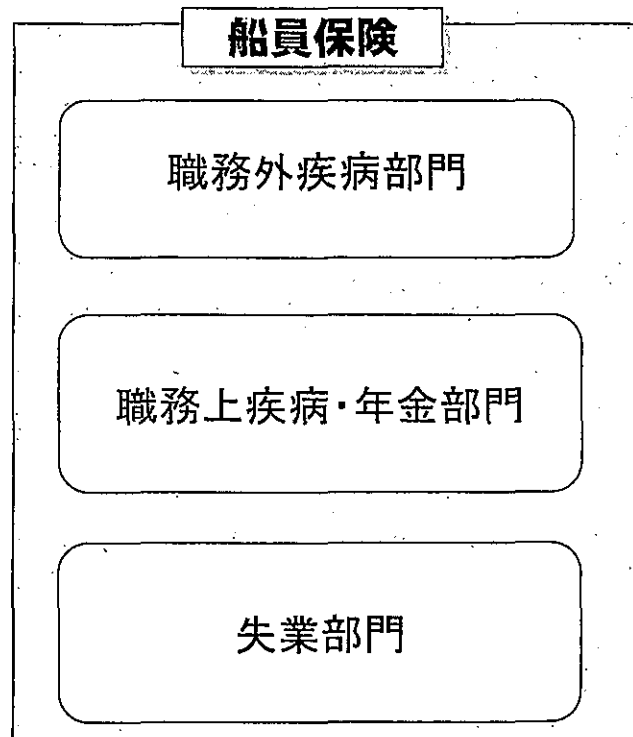
- (1) 雇用保険への統合を踏まえ、被保険者に係る保険料率を引き下げる。
- (2) 船員保険の職務上年金・疾病部門のうち、労働者災害補償保険に相当する部分を、労働者災害補償保険制度に統合する。
- (3) 船員保険の失業部門を、雇用保険制度に統合する。
- (4) その他の部分は引き続き船員保険として実施することとし、その業務を全国健康保険協会に移管する。

3. 施行期日

- | | |
|-------------------|---|
| 1 及び 2 の (1) について | 公布の日（一部 平成 19 年 4 月 1 日、平成 19 年 10 月 1 日） |
| 2 ((1) を除く) について | 日本年金機構法の施行の日（一部 平成 20 年 10 月 1 日） |

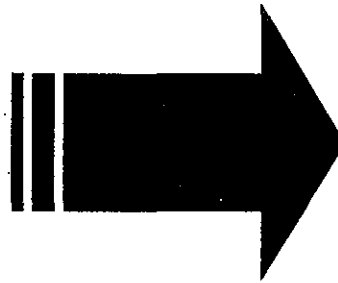
船員保険制度の見直しについて

〔現行制度〕



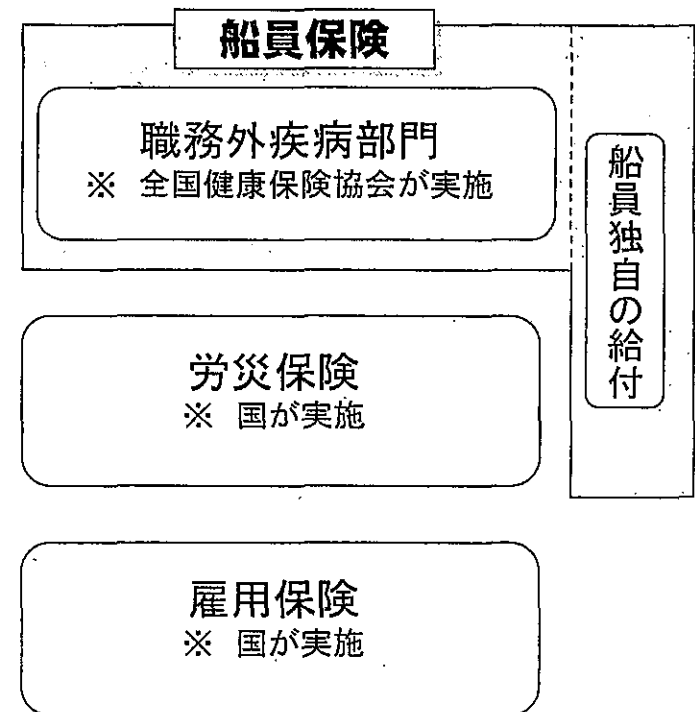
〔被保険者数〕 6.3万人 〔保険料率〕 187%
〔支出〕 疾病部門 387億円, 年金部門 171億円
失業部門 29億円
(17年度決算ベース)

○労災保険・雇用保険と統合し、独自給付は職務外疾病部門と一体的に実施



○船員保険特別会計は廃止

〔見直し後〕



雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱（抜粋）

第三 船員保険法の一部改正【平成十九年四月一日及び十月一日施行】

一 失業保険金の受給資格要件等の改正

失業保険金の受給資格要件、教育訓練給付、育児休業給付及び国庫負担について、雇用保険法と同様の改正を行うこと。（船員保険法第二十五条ノ三第二項、第三十三条ノ三、第三十六条第七項、附則第二十五項等関係）

二 船員保険の保険料率の改正

(一) 一般保険料率の引下げ

ア 失業等給付を受けることができる被保険者に係る一般保険料率を、千分の百十七に災害保険料率を加えた率から千分の百十三に災害保険料率を加えた率に引き下げること。（船員保険法第五十九条

第五項関係）

イ 平成十九年四月から平成二十二年三月分までの一般保険料率のうち被保険者の負担に係る率を、

千分の五十二・五から千分の五十・五に引き下げること。(船員保険法附則第二十八項等関係)

(二) 一般保険料率の弾力的変更の範囲の改正

雇用の機会の減少等による失業に関する保険給付に充てるための一般保険料率の変更は、毎年度判断することとし、基本の一般保険料率から千分の四の範囲で行うことができるものとする。 (船員保険法第五十九条第十一項関係)

(三) その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 船員保険法の一部改正【平成二十年十月一日及び平成二十二年四月一日施行】

一 目的

船員保険法は、船員の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付とあわせて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とすること。(船員保険法第一条関係)

二 保険者に関する事項

(一) 管掌

ア 船員保険は、健康保険法による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌するものとする
こと。（船員保険法第四条第一項関係）

イ 協会が管掌する船員保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額等の決定及び保険料の徴収は、社会保険庁長官が行うこと。（船員保険法第四条第二項関係）

(二) 船員保険協議会等

ア 船員保険事業に関して船舶所有者及び被保険者（その意見を代表する者を含む。以下第四の二において同じ。）の意見を聴き、当該事業の円滑な運営を図るため、協会に船員保険協議会を置くこと。
。船員保険協議会の委員は、十二人以内とし、船舶所有者、被保険者及び学識経験者のうちから厚生労働大臣が任命すること。（船員保険法第六条、附則第二十条関係）

イ 協会の理事長は、船員保険事業に係る定款の変更、事業計画並びに予算及び決算等の立案をしよ

うとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないこと。また、当該事項については、協会における船員保険事業に係る業務の円滑な運営を確保する観点から、運営委員会の議を経なければならないこと。（船員保険法第七条第一項及び第二項関係）

ウ 協会は、船員保険事業に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないこと。（船員保険法第九条関係）

三 保険給付に関する事項

(一) 職務外の事由による疾病等に関する保険給付

この法律による職務外の事由（通勤を除く。）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、療養の給付並びに入院時食事療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、高額療養費等の支給とすること。（船員保険法第二十九条第一項関係）

(二) 職務上の事由又は通勤による疾病等に関する保険給付

この法律による職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡等に関する保険給付は、休業手当金、障害年金、障害手当金、行方不明手当金、遺族年金、遺族一時金等の支給とする

こと。(船員保険法第二十九条第二項関係)

(三) 給付の実施に必要な情報の提供

厚生労働大臣は、協会に対し、職務上の事由又は通勤による支給事由に関する保険給付の実施に必要な情報の提供を行うものとする。 (船員保険法第五十条関係)

四 費用の負担に関する事項

(一) 保険料等の交付

政府は、協会が行う船員保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、社会保険庁長官が徴収した保険料等の額から社会保険庁長官の事務の執行に要する費用に相当する額(当該費用に係る国庫負担金の額を除く。)を控除した額を交付すること。(船員保険法第一百五十五条関係)

(二) 保険料率等

ア 一般保険料率は、疾病保険料率と災害保健福祉保険料率とを合計して得た率とすること。(船員保険法第二百二十条第一項関係)

イ 疾病保険料率は、保険給付に要する費用等に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つこと

ができるよう、千分の四十から千分の百十までの範囲内において協会が決定し、厚生労働大臣の認可を受けること。(船員保険法第二百一十一条第一項、第二項及び第五項関係)

ウ 協会が疾病保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長は、船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならないこと。また、理事長は、船員保険協議会の意見を尊重しなければならないこと。(船員保険法第二百一十一条第三項及び第四項関係)

エ 災害保健福祉保険料率は、千分の十から千分の三十五までの範囲内において、疾病保険料率と同様の手続きを経て協会が決定すること。(船員保険法第二百二十二条関係)

(三) 保険料の負担区分

被保険者は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ疾病保険料率の二分の一に相当する率を乗じて得た額等を負担し、被保険者を使用する船舶所有者は当該被保険者が負担する額を除いた保険料額を負担すること。(船員保険法第二百二十五条第一項関係)

(四) 被保険者の負担に係る疾病保険料率に関する暫定措置

協会は、被保険者の負担に係る疾病保険料率について、当分の間、準備金の額、保険給付に要する

費用の予想額等を勘案し、期間を定めて、協会が定める率を控除することができるものとする。

(船員保険法附則第九条関係)

(五) その他

疾病任意継続被保険者等に係る保険料額の特例等の所要の規定の整備を行うこと。(船員保険法第二百二十五条第二項等関係)

五 その他

片仮名書き・文語体となっている表記を、平仮名書き・口語体に改め、表記の平易化を図ることその他所要の規定の整備を行うこと。

第九 その他

一 施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。ただし、第一の一、二、三の(三)及び四並びに第三の一(国庫負担に係る部分を除く。)については平成十九年十月一日から、第四の二の(二)のアについては平成二十年十月一日から、第二、第四(二の(二)のアを除く。)、第六及び第八については平成二十二年

四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他関係法律の規定の整備を行うこと。

※ 日本年金機構法の成立により、平成二十二年四月一日施行部分の施行日は、日本年金機構法の施行日に改正されている。

附 帯 決 議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一〇七 略

八、今後とも、雇用失業情勢に対応し、雇用対策の効果的な実施に努めるとともに、雇用保険がセーフティネットとしての機能を十分に果たすよう万全を期し、あわせて、その健全運営の確保に努めること。特に、失業認定等の基本手当に係る制度や育児休業給付その他の給付制度の運用については、その実態等を把握の上、不断に必要な改善を行うよう努めること。さらに、長期失業者等に対する諸外国における公費による補足的失業扶助制度について調査を行うこと。また、船員保険制度の雇用保険制度及び労災保険制度への統合等に当たっては、船員労働の特殊性を踏まえつつ、関係労使の意見を十分聴取し、制度の改変に伴う悪影響が生じないよう慎重に対応すること。

右決議する。